

神寶秀夫著

『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質——帝国自由都市から領邦都市へ——』

服部 良久

本書は西洋史の研究書としては異色である。著者、神寶秀夫氏の関心は国家（領邦）を対象とした前者『近世ドイツ絶対主義の構造』と同様、都市マインツを対象とした本書においても、支配（統治）構造に向けられる。中・近世都市史において、経済史、ついで社会史が隆盛を極める中で相対的に軽視されてきた都市領主（君主）権が、現実には無視できぬ権力ファクターであったとの著者の指摘は正当なものであろう。そのうえで著者が試みるのは、帝国自由都市から大司教の領邦都市となったマインツ市における統治構造の、中世（後期）的な身分制の二元主義から近世的絶対主義への移行過程の考察である。またそのアプローチは主に法（令）等、規範史料の精査に基づき、一四—一八世紀にわたる都市統治の構造を基本的に「君主権・都市参事会—ツンフト—平民」の相互関係を基軸とし、国制史・法制史の概念用語を駆使しつつ叙述するものである。そこには大司教を除けば、人間は集団・組織（表で一括提示される）としてのみ論じられ、個人や家族は行為主体としては殆ど現れない。神寶氏の視点は明らかにヴェーバーの支配類型論とブルンナーの国制史を意識したものである

るが、あえて言えば法制史と国制史の中間に位置する氏の大著を精読することは、かなりの忍耐と集中力を要する。また各時代の法・規範史料を紹介しつつ統治機構とその権限を詳述する本書の内容全般を紹介することは不可能である。近世史、絶対主義、身分制国家の議論に疎い評者が敢えて本書を論ずるのは、都市統治の構造的特質を中・近世の国家統治と同じパラダイムで明らかにしようとする氏の方法に興味を持ったからに他ならない。国家史と都市史に、統治構造という視点からの架橋を試みた本書は、その各々にどのような新知見をもたらしたのだろうか。以下ではそのような評者の関心にそって本書のポイントを紹介しつつ論評するにとどめたい。

一

序篇には、本論理解の前提となる三つの章が置かれる。第一章「研究史的考察」で取り上げられた、都市研究史における中世の「自律的自治」と近世の「委任自治」の区別、近世領邦と都市の「共生」、絶対主義における「中間権力」の評価をめぐる議論は、それぞれが時代区分論とも関わり、本書全体の考察において重要な意味を持つ。第二章「マインツ市の社会・経済史」では、地域経済の中心地にとどまった「中規模の商工業都市」マインツの社会構成、とりわけ大司教の特権授予に依存する「長老」門閥、複数の同職組合からなるツンフトの実態、そして一五世紀以後の輸出工業の衰退、領邦都市化の原因でもある財政悪化等が明らかにされる。第三章「ツンフト—平民闘争」は一四—一五世紀の四次に及ぶ闘争による「ツンフト体制」の成立過程を述べる。従来の（旧）

市参事会は「家人権」や「造幣請負仲間権」等の授与を通じて大司教への従属性を維持した「長老」門閥が終身任期により構成し、君主Ⅱ大司教の支配機関たる性格を有した。なお著者の言う「平民」とは、ツンフトに属す市民および、市民権を持たぬ職人などの「居留民」からなる、「長老」門閥以外の住民である。まず大司教位継承争いに絡む財政悪化と課税問題を契機とする第一次闘争により一三三三年には、ツンフトを選出母体とする一年任期の「新参事会」が設立され、新・旧参事会は「全体参事会」として共同で政治的意思形成を行い、君主からの自立性を強めた。一五世紀前半には、有力親方による新たな門閥形成、「都市戦争」後の財政悪化と都市借款、大司教の「長老」門閥を利用した君主権の強化の企てを背景に第二次闘争が始まるが、大司教、次いで周辺都市の調停により、「長老」門閥の過半が市外移住したまま「ツンフトー平民」側は妥協した。やはり財政破綻を前にした第三次闘争においても大司教の調停により、「長老」門閥は参事会の三分の一、大司教の特権付与などの権利を維持したが、一四四四～四六年の第四次闘争により、「長老」門閥を排除したツンフト市制が確立され、二九名の親方のみが参事会を構成することとなった。しかし同時に「全平民」は都市公益に関わる共同統治権（同意権）を保証されたように、「ツンフトー平民」の闘争は参事会の議席獲得にとどまらなかった。

かくして市参事会は君主の支配機関から市民自治機関へ発展するのだが、著者は、参事会が裁判・立法・徴税の権限により市民を「支配」する側面にも留意し、参事会ーツンフトー平民の関係を「重層的二元主義」と規定する。さらにマインツが「帝国自由

都市」とされた一三三一年以後もなお、大司教の都市君主権は機能し続け、統治構造の重要な構成要素であった。こうした統治・被治の錯綜した関係とその推移を考察する本論において、この「重層的二元主義」なる概念は繰り返し現れる。参事会は市民を「支配」したのか。支配と統治は同義か。「重層的二元主義」とは何を意味するのか等の問題点については以下で検討していきたい。

二

領邦都市化（一四六二年）以前の帝国自由都市時代においても、マインツ市民は大司教に「世襲誠実誓約」をなした。このような都市君主権と参事会・ツンフトの市民自治は如何なる関係にあったのか。第一篇「帝国自由都市マインツの統治構造」が取り組むのはこの問題である。

第一章「一四世紀における都市参事会の支配構造」によれば、第一次ツンフトー平民闘争の後、大司教位継承争いの混乱と大司教不在の中で成立した一三五二年の『平和法典』では、大司教の門閥を通しての参事会支配は大きく後退し、参事会は君主と事実上同格の統治機関となった。本章で注目される点は、参事会権限の中核をなす市内平和のための市長（参事会の互選による）の裁判権が、自衛権・フェーデ権を備えた市民の「家」の自律と不可侵性に制約されていたとの指摘である。市長は家内に逃げ込んだ犯罪人を追捕できず、また『平和法典』では、市内の武器携行は禁止されたが、市外における市民の武装フェーデは認められ、市長の権限は調停・和解と、不服従者に対する市外退去命令にとどまった。市長の裁判権とこれにより実現されるべき都市平和とは、

市民が「平和誓約協定」に基づき、自らの適法なフェーデ権行使の代わりに市長の調停・仲裁を受容することにより、暴力紛争を未然に防ぐことであつた。それゆゑ著者によれば繰り返される「平和誓約協定」は、誓約市民共同体成立の起源であり、それに基づく参事会・市長権力は司教に由来するのではなく、自生的権力であつた。

こうした著者の解釈は、ブルンナーの構造モデルⅡ「ラント」を想起させるが、市民のフェーデ・復讐権と都市「平和」の意味、両者のダイナミックな関係、その調整過程から共同体とその権力装置が生み出されるプロセスを考えさせる叙述として興味深い。また引用された『平和法典』の条項からは、「家」を基盤に「自力」の慣習を維持する市民の日常的相互関係のありようが垣間見え、都市社会論としても示唆的である。しかし市民の不可侵の「家」がこの時期に始めて成立したのでない限り、この家の自律性は都市君主をはじめ、あらゆる上位権力・機関を制約し、またそれらの権能の本源的な基盤となるはずである。一四世紀に参事会が司教の統治機関から自治的組織へと推移することに対して、「家」を基盤とした発生的な説明を加えることは、やや唐突な印象を与える。事実、著者は次章で、一五世紀には市長・参事会が司教の「家平和管轄」(ここでは刑事裁判権を指す)を後退させたと述べる。であれば、むしろこの時期に「家」自体、そして都市君主、参事会と「家」の関係が、なぜ、どのように変化したのかが問われるべきであらう。ちなみに、フェーデが門閥系市民や家人の慣行に限られなかったことや、その収拾(調停)の実態を、裁判史料によつて明らかに出来れば、本章の記述は、統治

権の考察にとどまらず、動態的な都市構造論としての厚みを増したであらう。

第二章「一五世紀における都市参事会体制」によれば、市民の「平和誓約協定」に基づく市長裁判権の権能は、様々な強化の試みにもかかわらず、その限界は一五世紀にも存続し、市長裁判は依然として職権訴追ではなく公衆訴追、被害者訴追が原則であつた。また謀殺等三犯罪については一五世紀の『平和法典』では、市参事会による両当事者への和解命令が強調されている点を著者は、住民の自力救済観念、名誉観念の復活を容認する措置であり、「家」の自立の進展、市長裁判権、参事会権威・権力の低下を示すものと述べる。同じく『法典』では市外での息子や奉公人を伴つた武装フェーデに加え、市内でも自衛のための武器携行は許可された。近年の中・近世社会における裁判・秩序・平和に関する研究を参照するなら、このような市民の「自力」慣行や名誉観念の重要性を前提とした平和秩序(必ずしも法秩序と一致しない)の維持手段として、一定の強制力を持つ和解命令はきわめて現実的、合理的であつたように思われる。ただし当時、「家の自立の進展」「家長権の強化」とは何を意味するのだろうか。その「家」の担い手たる家長とはどのような市民(住民)層であつたのだろうか。

本章では参事会体制の発展を制限したもう一つの要因である都市財政について、市の税制、会計制度をふまえ、会計簿から作成した歳入・歳出表により一五世紀半ばまでの、市内の消費低下にともなう間接税収入低下と市債(定期金)発行の増大という危機状況を明らかにする。かかる歳入欠陥に起因する、参事会の軍

事・外交を含めた統治行為の限界は、「家」の自律性やツンフト—平民の共同統治の要求と密接に関連していた。すなわち治安や平和維持のコストを担うべき公権力としての財政基盤の欠如が、参事会権力を限定的としたという解釈であり、統治行為の歴史的条件を解き明かす貴重な実証的成果である。無論、市制の担い手が変わってもこうした財政危機は解消されず、そのため都市はなお平和と治安の公的課題の多くを市民の「自衛・自力」に委ねた、緩やかな統合のレベルにとどまっていたと言わなければならない。

第三章「統合的権力としてのツンフト」は、前史として同職組合の「アムト」段階を経て、ツンフト—平民闘争により一三三二年に、全平民が加入する五八団体に再編・限定され、平民参事会の選出に関わる政治団体となったツンフトを、統治構造のうちに位置づける。一五世紀のツンフト市制は、参事会とツンフトの援助・服従と諸権利保護の「双務的な支配契約」に基礎づけられ、著者はこの体制を二元主義的な「身分制国家」的構造と規定する。同時に参事会は裁判・課税等でツンフトを介さず直接住民を支配する側面もあることから、この構造を「重層的二元主義」とも表現する。ここに冒頭にも記した、著者の国家論と都市論を貫く創見がある。

とはいえ、一般に身分制国家の二元主義とは、君主権力とシュテンデ（貴族・都市など）の対抗と協働に基づく政治構造を指す。二九の有力ツンフト代表が構成する「平民参事会」は、ツンフトに対して君主のごとき権限・権威を持ち得たのか。ツンフトが身分団体でないことは別にしても、平民参事会と政治的団体としてのツンフトは、ともに市民（平民）が生み出した代表制統治機関

とその下部組織であり、後者から前者への権力委譲ともなう故に、双務関係が生じるのは当然であろう。身分制国家の二元主義とは、臣民（国家内住民、領民）に対する支配権の君主と貴族による分有（権利領域の相互承認）を意味し、また少なくとも近世には君主が住民全体に一定の支配を及ぼすこともあった。この意味で「重層的二元主義」とは身分制国家の常態であったとも言えよう。この概念は本書で多用されるが、場合によりニュアンスの差があるように思われる（二三〇、三一、四二頁の四つの用例など）。本書の「重層的二元主義」が、統治構造における序列（君主—参事会—ツンフト）とは別に、「統合的権力」（ツンフト内部の営業規約、処罰や規律等に関する自律性・自治権限）においてツンフトが君主、参事会と同列にあり、参事会に対して公益にかかわる共同統治権をも獲得したことなどを含意するものだとすれば、もはや「二元主義」という構造モデルにこだわる必要はないだろう。この点については後に再論する。いずれにせよマインツ市統治構造に関する身分制国家の議論は、僅かに言及された都市門閥と領邦貴族の関係など、大司教領邦の国制構造との関連において考える必要もあるのではないだろうか。

第四章「帝国自由都市マインツにおける都市君主権の構造」は、ツンフト—平民の市民自治の最盛期である一五世紀前半になお維持された大司教の「直接市民支配権」と「市参事会支配」を考察する。大司教の都市君主権は、折々に行われる市民共同体（参事会・市長・全市民）の誠実宣誓と大司教の都市特権遵守の「堅約」等に基づく「双務的な支配契約」に基礎づけられていたが、市参事会が自立的統治機関としての権能を強めると、大司教は参

事会の誠実宣誓のみを重視するようになった。本章ではこの都市君主権行使の二つのカテゴリにわたり、その統治機構（世俗裁判所、定期裁判集会、造幣定期裁判集会、ヴァルトボーテ裁判所、市場長官、中央教会裁判所）とその権限、役人について詳述されるが、ここでは重要な指摘のみ挙げておこう。直接市民支配については君主が市民の経済活動・財産・婚姻の管轄・保護を中心とし、参事会は軍事、同盟、徴税、身体・生命の保護（刑事裁判）を管掌するという権力分有が行われていた。また都市君主の上級役人の多くは市民である「長老」門閥であつたことは、市民自治の指導者たるべき名望家が都市君主体制の中に組み込まれていたことを意味する。市参事会の誠実宣誓に対して大司教は参事会権力を自らの特権として付与し、ツンフトー平民闘争の中で絶えず動揺する市参事会もまた、調停者として参事会体制を存続させ、その正当性の根拠を与える大司教の君主権力を受容したのである。かくしてメインツは「帝国自由都市」であり、また市参事会にとっては皇帝の君主権をも認めない「帝国の都市」であつたが、政治の実態としては「大司教都市」であつた。

以上により著者は、大司教が参事会に対する主君の地位を確保し、二元主義を超越し得たのだと述べ、中世後期メインツにおける統治権力関係の構図を描き終える。武装・自力の基盤としての市民の「家」（の自立化）、ツンフトー平民闘争、平民参事会とツンフト市制の成立、大司教の影響力の後退という歴史的展開を述べた後、参事会に対する大司教の君主権が確認されるのは意外の感がある。一四、一五世紀の市制をめぐる争いと改革の後になお必要とされる君主権とは、以前のそれとは異なり、第三者的（「

超越的）権力ないし權威たる性格を強めていたのではないだろうか。たとえ門閥や統治機構を通じての影響力が維持されたとしても、である。

三

大司教位継承争いに関わり、勝利した新大司教（ナッサウ伯）アドルフの下で領邦都市に降格したメインツでは、ツンフトは兄弟団へと改編され、農民戦争後は特記すべき市民の蜂起もなく、以後メインツは宮廷都市、城塞都市、大学都市として近世を生き延びた。第二篇「近世領邦都市メインツの統治構造」は領邦都市時代の統治構造を、君主の直接統治と参事会、ツンフトの中間権力としての性格に焦点を当てて考察する。

第一章「基本構造」によれば、この時期に参事会は固有の行為能力を持つ自立的支配機関ではなくなり、また市民・大司教の間の宣誓・堅約は、双務契約ではなく市民の服従義務が強調された。「非閉鎖領邦」であるメインツ選定侯領における権力基盤たるべく、君主は同市への直接支配を強めつつあつた。大司教アドルフが市民に与え、その後両者の関係を秩序づける基本法として更新されていく「特権状」もまた、中世的な支配契約ではなく、君主から「付与された恩寵と特権」として解釈された。但し君主支配が市民の誠実宣誓を不可欠の前提としたこと自体は、なお統治構造の「重層的二元主義」を示唆するものである。注目すべきは、今や市民がメインツ市のみならず、大司教領全体のための軍事奉仕を義務づけられたことである。著者はこのことから、メインツ市は近世宮廷都市として選定侯領全体の利害関係に組み込まれて

いったのだと述べる。

一般に近世帝国の聖俗諸侯がその直轄都市を領邦経営の要としたことは容易に理解できる。問題はマインツ大司教の領邦の統治構造と都市支配の、各々の特質と相互関連である。一旦財政破綻したマインツ市は、非開鎖領邦たる選定侯領の宮廷都市として政治的、軍事的にどのような意義を有したのか、散在する直轄領の中心地的機能を果たし得たのかなど、市民の軍役以外についても知りたいところである。

第三章「大司教の直接的都市統治機構」は、参事会、ツンフトなど（なお存続する）中間権力的存在をも包摂しつつ発展する、君主の直接統治の組織と官僚（市長に代わる総督、総督代理の地位にあるゲヴァルトボーテ、世俗裁判所とその裁判官である財務官、シュルトハイス、「世俗裁判官」、そして直接税徴収役等）について、H・シュローエの研究や「授權書」に基づいて詳述する。その際のポイントは大司教の任免権の強度、在任年数、出自、兼職などであり、一五〜一八世紀に亘る各官職就任者のデータは膨大なリストにより一覧に供され、本章の理解に資するところ大である。こうした考察から導かれる全体の要点のみを記せば、総じて総督を頂点とする大司教の直接市民支配の一元化が進み、総督の監督下で市参事会は君主統治機関の性格を強めたこと、財務官以上の顯職には帝国直屬貴族（総督の場合）や大司教領邦外の貴族が任命されたこと（大司教の自由な任免権を示す）、三十年戦争後のゲヴァルトボーテ、シュルトハイス以下の官僚の市民化、法学博士・修士学位を持つ市民の裁判官就任の増加（一七世紀末には選定侯領全域で裁判官・行政官はマインツ、エアフルト大学

での二年間の法学修学等が課された）、高級・中級官僚による中央高級官僚の兼任にともなう首都高級官僚と中央高級官僚の癒着、などである。

繰り返せば、これらのマインツ統治の特質はやはり、マインツ選定侯領の人的（身分・社会的）、地理的構造や領邦統治の組織との関連において考えることが必要であろう。例えば都市君主統治の担い手がマインツ市から選定侯領、さらに帝国に広がっていることは、単なる大司教の任免権の強さを示すのみならず、当然ながら領邦・都市統治の關係（或いは分離）を意識した戦略であった筈である。近世のマインツ市は領邦身分団体ではなく君主直轄領に属した。直轄領支配から領邦貴族の影響を排除する君主の意図は理解しやすい。他方で、都市官僚の市民化と学識資格、中央官僚との間の兼任、昇任、癒着、同質化の關係は同市の、自立した自治共同体から領邦の中核＝宮廷都市への移行プロセスを人的レベルで確認させる。ではその結果、市参事会やツンフトは中間的権力としての性格・機能を失ってしまったのだろうか。これが最終章の検討課題である。

ちなみに（大）司教領邦において教会行政のみならず、しばしば領邦統治にも大きな影響力を持った司教座聖堂参事会は、本書では影が薄いようだが、統治構造のファクターとはならなかったのだろうか（J・J・モーザーが、聖堂参事会は当選定侯領において「領邦等族」に替わる機関であったと見なしたことは著者も指摘する）。

第三章「領邦都市マインツの中間的諸権力」では、まず大司教の任命により君主官庁の性格を強めた参事会を取り上げる。三十

年戦争後の統治組織の改革により「全体都市参事会」から分離された終身任期の「小都市参事会」（六名）は、募頭政を敷く名望家を形成したが、大司教の任命、総督の監督、俸給制による制約を受け、その権限は軍事・徴税・市場管理・消防など「軍事―ポリツァイ」の管掌に限定された。一八世紀には軍事的権限（選拔民兵の動員・指揮）も制約され、「常設都市参事会」と併せて都市参事会全体の自治的権限は、民事裁判とツンフト監督に関わるポリツァイ事項に限定された。それゆえ近世都市参事会は君主権力下の「第二オーブリヒカイト」であり、その統治は限定された「委任自治」にとどまった。

またツンフトは前述のように大司教により兄弟団に再編成され、総督を通して厳しい監督・統制下に置かれた。三十年戦争後に多数発布されたツンフト（当時その名称を回復）に対するポリツァイ（ツンフト）条令は、全市民のツンフト加入を命じている。選定侯政府、その統治機関としての市参事会は、中世以来の「ツンフト強制」を保護し、上から体制化されたツンフトを単位とする統治をめざしたのである。他方でツンフトは、総督や代理の市参事会員の監督下ではあれ、ツンフト集会や営業裁判における決定権の行使、「ツンフト命令」の制定を認められたうえ、ツンフト内には様々な不文の慣習が存在した。また「請願」によりツンフト（親方）との加入を巡る紛争の処理を求められた政府（宮廷評議会）は、しばしば親方に有利な、ツンフト制度の維持の方向での調停を行った。以上により著者はツンフトを、自律的政治団体というその完全な意味においてではなく、君主官僚と共同統治を行う「中間権力」として規定する。しかも「中間権力」としての

性格は、君主官庁化された都市参事会よりもツンフトの方が強かったという。近世領邦都市とは、君主官僚とこれら二つの「中間権力」により統治される都市であった。

すなわち「絶対主義」の都市統治もまた一四世紀以来の市民的結合＝政治団体であるツンフトを基盤（単位）とせざるを得ず、個々の市民の「家」を直接的な支配の対象とはできなかったということになるか。あるいは営業統制やポリツァイの単位としてはツンフトの枠組みが利用されたと言うべきであろうか。本来、商工業の同職仲間であったツンフトが再編されたにせよ、絶対主義統治の単位とされたとはどういうことなのだろうか。かく考えると、兄弟団・ツンフトという（政治色をおびる）社会的結合は市民の日常を規定する自律的なユニットであり、様々に推移する上位の統治組織・権力はその原理を利用し得たに過ぎないのかもしれない。このことをより明らかにするには、おそらく法・規範史料のみでは不十分であり、著者も言及する不文の慣習、儀礼や口承の伝統を含めたコミュニケーションと秩序に切り込む必要がある。その際、第二篇では言及されなかったが、近世都市統治における市民の「家」の意味をも再考しなければならない。

四

「総括」では第一、二篇の各章の論点と成果が再確認される。ここでも「大司教―都市参事会―ツンフト―市民（平民）」の統治関係が繰り返し「重層的二元主義」と表現されるのだが、その是非を再度考えてみたい。国制史という「二元主義」とは、二つの権力体が被治者・領民に対する支配権を分有する状況を意味す

る。つまり都市君主権と自治共同体の対抗自体は「二元主義」ではない（領主・農民関係が二元主義でないのと同じ）。また仮にツンフトと市民を一体のものと思わし、「君主」都市参事会・ツンフト（市民）の図式を描いても、マインツの統治構造は「二元主義」の図式には収まらないように思われる。ツンフト指導者や（平民）参事会員が特権的地位を得、階層的な行政組織が形成されたとしても、彼らを「支配者」とし、「市民自治体制の身分的構造」と表現することには違和感を禁じ得ない。従って「二元主義」を「重層的・二元主義」と修正したところで、この違和感は解消されない。

都市統治と国家統治を共通の枠組みで論じようとする著者の意図は明快かつ有益である。中・近世の統治権力（単なる領主ではない領域的、「公的」性格を帯びる支配権力）・支配組織が重層的であり、強固な伝統や慣習（必ずしも自生的ではない）をもつ住民団体・地方共同体に依存したことは自明である。それゆえ君主統治は下位の統治組織や臣民団体とのインタラクティブな関係性を通してのみ実現され得た。このような中・近世国家モデルは、都市の政治構造や君主支配についても原則的には適用可能かもしれない。しかし都市社会には君主・貴族とは異なる固有の利害関係・価値観と社会結合のかたちがあつたはずである。都市の社会と政治における平準化と垂直化の拮抗するモメントは、対立、闘争、改革の中で絶えず特権集団を生み出し、営業や財政（課税）問題と絡まって不平等と階層化を促す。そこから都市君主が介入し、権力を行使し、また強化する可能性も生まれる。このような商工業市民が政治団体を形成・改編する都市固有のダイナミズム

を認識の前提とするなら、著者の法・規範史料に基づく「統治構造」の分析と、その成果であるやや類型的な整理とは、多少とも異なる都市の政治史・政治構造論が展開できるかもしれない。この点で、やはり領邦統治構造のモデルを都市に適用するにはなお慎重でなければならない。都市君主の影響力が比較的強く維持されたマインツ市について、著者の言う意味での「統治構造」の特質は十分明らかにされた。その特質が何故、どのようにして生まれ、都市社会、個々の市民とその集団にとつてどのような意味があつたのかについては、異なる系統の史料をも用いた多面的な考察が必要である。そのうえでマインツ以外の（領邦）都市をも射程に収めて、より広く中・近世の政治構造史における国家と都市の比較を試みることは、評者の課題でもある。

最後は具体的な根拠を示さない印象披露になつてしまった。もとよりそれは著者の関心や本書の課題とは一致しない。手稿史料をも博搜し、一都市の四世紀余にわたる統治構造をぶれのない視点で描ききつた力作である本書は、本書評では紹介できなかった興味深い情報や有益な示唆に満ち、マインツ史にとどまらず広く中・近世の支配・権力・社会秩序への歴史的想像力をかき立てる本書を精読するなら冒頭の「異色」という表現が、最近の都市史研究には稀な、その硬質なアプローチと「持続する意志」に対するオマージュでもあることに気づくだろう。誤読・誤解に対しては著者のご海容を乞う次第である。

（A5判 四五六頁 索引＋文献一覧 五九頁 二〇一〇年二月

創文社 税別八九〇〇円）

（京都大学文学研究科教授）